

市第10号議案

横浜市火災予防条例の一部改正

横浜市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年6月5日提出

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市火災予防条例の一部を改正する条例

横浜市火災予防条例（昭和48年12月横浜市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第2条中「昭和36年自治省令第6号」の次に「。以下「省令」という。」を加える。

第43条の3第2項ただし書中「消防法施行規則」を「省令」に改める。

第68条の2の次に次の1条を加える。

（防災センターの要員の資格）

第68条の3 前条の防災センターにおいて防火対象物の消防用設備等又は特殊消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等に従事する者は、令第4条の2の8第3項各号のいずれかに掲げる者をもって充てるものとする。

第69条の2第1項中「消防長が行う令第3条第1項第1号イに規定する甲種防火管理講習及び同項第2号イに規定する乙種防火管理講習（以下「甲種防火管理講習等」という。）」を「次に掲げる消防長が行う講習」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 令第3条第1項第1号イに規定する甲種防火管理講習（以下「甲種防火管理講習」という。）及び同項第2号イに規定する

乙種防火管理講習（以下「乙種防火管理講習」という。）

(2) 令第4条の2の8第3項第1号に規定する講習（以下「自衛消防業務講習」という。）

(3) 令第47条第1項第1号に規定する講習（以下「防災管理講習」という。）

(4) 消防法施行規則第4条の2の13第3号の規定に基づき、同条第1号及び第2号に掲げる者に準ずる者を定める件（平成20年消防庁告示第14号）第1第1号に規定する追加講習（以下「自衛消防業務追加講習」という。）の本講習

第69条の3第1項中「甲種防火管理講習等」を「前条第1項各号に掲げる講習」に改める。

第72条の3中「消防法施行規則」を「省令」に改める。

別表第8を次のように改める。

別表第8（第69条の2第1項、第69条の3第2項）

| 区 | 分 | 手 数 料 |
|----------|---|---------|
| 甲種防火管理講習 | 省令第2条の3第1項に規定する甲種防火管理新規講習（以下「甲種防火管理新規講習」という。） | 5,000円 |
| | 省令第2条の3第1項に規定する甲種防火管理再講習（以下「甲種防火管理再講習」という。） | 3,500円 |
| 乙種防火管理講習 | | 4,000円 |
| 自衛消防業務講習 | 省令第4条の2の14第1項に規定する自衛消防業務新規講習 | 35,000円 |

| | | |
|---|--|---------|
| | 省令第4条の2の14第1項に規定する自衛消防業務再講習 | 20,000円 |
| 防災管理講習 | 省令第51条の7第1項に規定する防災管理新規講習（以下「防災管理新規講習」という。） | 3,500円 |
| | 省令第51条の7第1項に規定する防災管理再講習（以下「防災管理再講習」という。） | 3,000円 |
| 甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習 | | 6,000円 |
| 甲種防火管理再講習及び防災管理再講習を併せて実施する講習 | | 3,500円 |
| 自衛消防業務追加講習の本講習 | | 3,500円 |
| 上記講習の修了証（2以上の講習を併せて実施する講習にあっては、それぞれの講習ごとの修了証）の再交付 | | 1,000円 |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第68条の2の次に1条を加える改正規定は、平成21年10月1日から施行する。

提 案 理 由

消防法等の一部改正に伴い、防災センターの要員の資格を定めるとともに、自衛消防業務新規講習等の受講手数料等を徴収する等のため、横浜市火災予防条例の一部を改正したいので提案する。